

昭和三十三年総理府令第五十九号

台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める内閣府令

台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号の規定に基き、台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める総理府令を次のように定める。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年八月二十四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。